

1

都市計画マスタープランとは

1 - 1 都市計画マスタープランの性格と策定の意義

- 「都市計画マスタープラン」とは、市町村が定める、都市づくりに関する「基本的」「総合的」「長期的」な計画です。
- 住民に最も身近な地方公共団体である市町村が、地域に密着した見地から、都市の個性をいかして定めるものです。
- 「都市づくりの目標の共有化」「各種の都市づくりの相互の連携の強化」などの役割を果たすとともに、具体的な都市づくりの「よりどころ（根拠）」としての意義を持っています。

(1) 都市計画マスタープランの性格

(基本的な計画)

- 基本的な考え方を記述するにとどめ、詳細な内容については各種の事業計画において検討することとなります。

(総合的な計画)

- 特定の分野に偏ることなく、都市づくりに関連する内容を幅広く記述します。

(長期的な計画)

- 短期的な視点にとらわれ過ぎずに、長期的なビジョンを描きます。

都市計画マスタープランとは、地域住民にとって安全で快適な都市環境をつくりだすための、道路・公園・住宅地づくりなど、さまざまな都市づくりに関する「基本的」「総合的」「長期的」な計画のことです。

住民に最も身近な地方公共団体である市町村が、地域に密着した見地から都市の個性をいかして定めるものです。

(2) 都市計画マスタープランの策定の意義

- 都市づくりに関する目標の共有化
- 各種の都市づくりの相互の連携の強化
- 都市づくりへの協力を得るための、「よりどころ（根拠）」の明確化

市民・企業・議会・行政が、都市づくりに関する目標を共有できるようになり、さまざまな主体が連携した都市づくりの推進を支援します。

都市づくりに関する考え方を総合的にまとめることにより、道路づくり、公園づくり、住宅地づくりなど、各分野の都市づくりの連携の強化につながります。

群馬県や周辺の市町などの他の行政機関や、企業、個人に対して都市づくりへの協力を求める「よりどころ（根拠）」となり、円滑な事業推進の支援につながります。

1 - 2 館林市における都市計画マスタープランの経緯と位置づけ

- 「館林市都市計画マスタープラン」は、「たてばやし市民計画2010」の定める施策内容のうち、都市づくりに関する分野が中心となります。
- 平成22年(2010年)までに実行すべき施策内容が中心となっている「たてばやし市民計画2010」に比べ、より長期を見据えた都市づくりのビジョンをまとめたものです。
- 群馬県策定の「館林都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(県都市計画マスタープラン)の基本的な事項については、このプランの策定にあたり、整合を図ることが必要です。
- マスタープランには、道路・公園などの施設づくりに関する施策のほか、環境との共生や、福祉への配慮など、各種の今日的課題に対する基本施策も含まれています。

(1) 館林市における都市計画マスタープランの経緯

館林市においては、平成12年(2000年)3月に、市政運営の基本となる「たてばやし市民計画2010」(地方自治法に基づく「市町村の建設に関する基本構想」とそれに関連する計画)を策定し、都市づくりを含むさまざまな施策を進めてきましたが、地域特性をいかした都市づくりを、市民の皆さんと協働で推進するため、「館林市都市計画マスタープラン」(以下、「本プラン」)を策定することとなりました。

「たてばやし市民計画2010」の内容を踏まえて、平成13年度より基礎的な調査を開始し、14年度からは策定会議(市民委員16名の検討組織)や市民説明会での検討を経て策定したものです。

(2) 館林市都市計画マスタープランの位置づけ

本プランは、「たてばやし市民計画2010」に示された理念を基本的に継承しつつ、より詳細な考え方を記述するものです。

「たてばやし市民計画2010」が定めているさまざまな施策のうち、都市づくりに関する分野を中心にまとめた計画です。

本プランの中には、策定前から計画・実施している内容も含まれますが、おおむね20年後という、長期を見据えた都市づくりのビジョンをまとめたものとなります。

道路・公園などの施設づくりに関する施策のほか、環境との共生や、福祉への配慮など、各種の今日的課題への対応に関する基本施策も含めたものとなることから、本市における都市づくりの根本を規定する計画といえます。

館林市と周辺4町を含む館林都市計画区域の都市計画に関する計画書である「館林都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(県都市計画マスタープラン)は、広域的な都市計画の基本的な方針であり、その基本的な事項については、本プランを策定するにあたり整合を図ることが必要です。

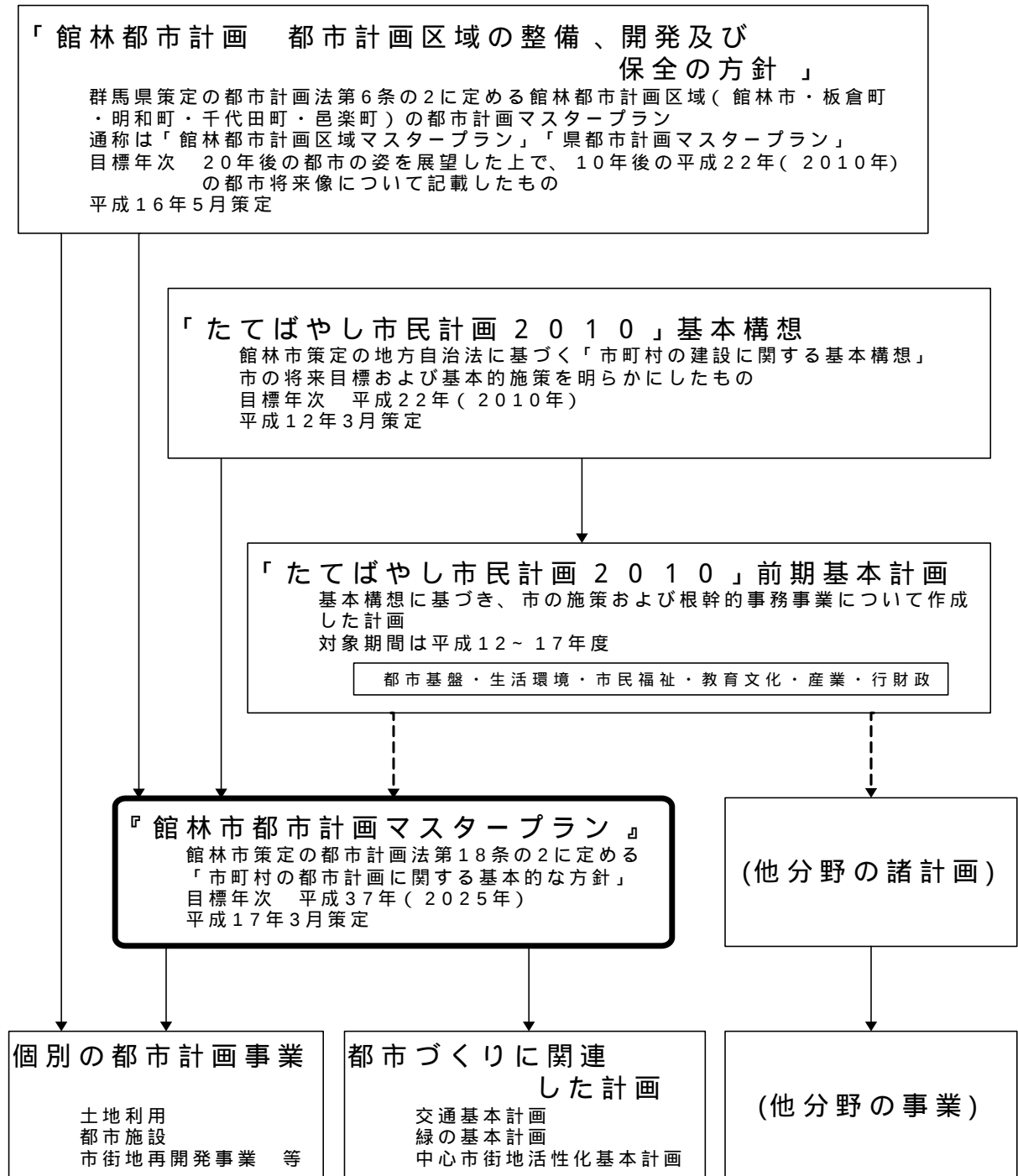


図1 - 1 「館林市都市計画マスタープラン」の位置づけ

1 - 3 目標年次

- 館林市都市計画マスタープランの目標年次は、おおむね20年後の平成37年（2025年）とします。

本プランに示した内容の目標年次は、策定からおおむね20年後の平成37年（2025年）とします。

5年から10年程度の短中期間のうちに、都市の構造を変えていくことは困難ですが、20年程度の長期間のうちには、多くの建築物が建替えの時期を迎え、土地区画整理事業や都市計画道路の整備事業などについても相当程度進行することが見込めます。

長期の目標期間を設定しても、この期間に計画に示したすべての内容を実現することは困難であることが想定されますが、都市づくりに関する基本的な方針については継承していくものとします。

可能性の高いものから具体的な計画を定め、順次事業化を図ります。

1 - 4 マスタープランの見直しについて

- 館林市都市計画マスタープランは、必要に応じて見直しを行います。

本プランのうち、理念に該当する部分については将来にわたり継承していくことを基本とします。

目標年次までの間には、社会経済や市民ニーズなどが大きく変化することも想定されるため、個別の施策については、こうした動きを踏まえて、必要に応じて見直しや修正を行います。